

大学院履修及び進級等に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、関西医療大学大学院学則（以下「学則」という。）に基づき、本大学院における授業科目の履修、試験及び進級に関し、必要な事項を定める。

(授業科目の開設等)

第 2 条 授業科目は、必修科目及び選択科目とする。

2 各年次において開講する授業科目、単位数、担当教員及び時間割は、当該年次の開始時に決定し、公表する。

(履修)

第 3 条 学生は、原則として、学則別表第 1 及び別表第 2（授業科目）に従い、その年次に配当された授業科目を履修し、単位を取得しなければならない。

2 学生は、選択科目から履修しようとする科目を予め選択し、次の期日までに所定の方法で履修登録をしなければならない。

(1) 前期：4月の定められた日

(2) 後期：9月の定められた日

3 履修登録者以外の履修は、原則として認めない。

4 本条第 2 項に定める手続きがなされた後の履修登録科目の変更、追加、削除等は、原則として認めない。

(単位授与)

第 4 条 学則第 29 条に基づき、第 2 条に定める授業科目の講義、演習、又は実習を履修し、試験に合格した者に所定の単位を与える。

(試験)

第 5 条 試験は、定期試験、追試験、再試験及び単位認定試験とする。

2 試験は、試験科目及び期間又は期日を定めて行う。

(試験欠席届)

第 6 条 以下の事由により試験を受験できない者は、試験実施前又は試験日から 1 週間以内に、試験欠席届を大学教学部教務課（以下「教務課」という。）へ提出しなければならない。第 1 号又は第 2 号に該当する場合は医師の診断書を添付し、それ以外の場合は理由書を添付するものとする。

(1) 学校感染症による出席停止の場合

(2) 学校感染症以外の体調不良又は外傷等の場合

(3) 裁判員制度・検察審査会制度による場合

(4) 公共交通機関のトラブル（信号機の故障、濃霧、人身事故等）による場合

(5) その他本人の責めに帰さない理由がある場合

(成績評価の基準)

第 7 条 前条により単位を授与された科目の成績評価の基準は次のとおりとし、C 評価以上を合格とする。

S 評価：100 点～90 点（到達目標を十分に達成し、極めて優秀である）

A 評価：89 点～80 点（到達目標を十分に達成している）

B 評価：79 点～70 点（到達目標を達成している）

C 評価：69 点～60 点（到達目標を概ね達成している）

D 評価：59 点以下（到達目標を達成していない）

2 通年科目の成績については、後期に評価する。

(定期試験)

第 8 条 定期試験は、学期ごとに授業科目について 1 回以上実施する。ただし、授業科目により、他の方法をもって試験に代えることができる。

2 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、定期試験を受験することができない。

(1) 定期試験を受験しようとする授業科目について、第 3 条第 1 項の手続きをしていないとき

(2) 定期試験を受験しようとする講義科目の授業時間数の 3 分の 2 以上（演習・実験・実習・実技については、5 分の 4 以上）の出席がないとき

(3) 授業料等の学費を滞納しているとき

(4) 学則第46条に規定する懲戒処分を受けているとき

- 3 試験において、不正行為があった場合、それまでの当該試験期間中に行われた試験は無効とし、以後の試験は受験させない。

(追 試 験)

第9条 病気その他の理由により定期試験を受験できず、第6条の手続きを行った者に対し、追試験を実施することがある。

- 2 追試験を受験する者は、所定の受験料を添えて、所定の期日までに追試験願を教務課へ提出しなければならない。

- 3 追試験の成績は、第7条の規定に基づき評価する。追試験に対する追試験及び再試験は実施しない。ただし、学校感染症やその他の本人の責めに帰さない理由により追試験を受験できない場合は、日程を変更することがある。

- 4 本条が定める追試験には、第8条第1項のただし書を準用することができる。

(再 試 験)

第10条 第7条第1項の成績がS評価・A評価・B評価・C評価以外の者に対し、再試験を行うことがある。

- 2 再試験を受験する者は、所定の受験料を添えて、所定の期日までに再試験願を教務課へ提出しなければならない。

- 3 再試験の成績は、60点を上限とし、第7条の規定に基づき評価する。再試験に対する追試験及び再試験は実施しない。ただし、学校感染症やその他の本人の責めに帰さない理由により再試験を受験できない場合は、日程を変更することがある。

- 4 本条が定める再試験には、第8条第1項のただし書を準用することができる

(単位認定試験)

第11条 前年度において、定期試験及び追試験又は再試験で不合格となり単位を取得できなかった科目については、次年度において単位認定試験を行うこととする。

なお、当該試験の成績評価等については、前条に準ずることとする。

(不正行為)

第12条 第5条に定める試験において、不正行為があった場合、当該学生が当該試験期間中に受験した試験は全て無効とする。また、当該試験期間中に実施される試験を受験することができない。

(修 了)

第13条 修了は、学則第33条に定める修了の要件を満たした者について認める。

- 2 前項において、修了を認められなかった場合は、前項の要件を満たすまで原級に留まり、単位未取得科目を履修するものとする。

(改 廃)

第14条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

1. この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度入学生より適用する。

附 則

1. この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、令和5年6月20日から施行する。

附 則

1. この規程は、令和6年4月1日から施行し、令和6年4月1日入学生より適用する。

附 則

1. この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、令和8年4月1日から施行する。